

死刑とアメリカの例外主義

Garland の Capital punishment and American culture
を参考にして

大木 隆裕

桐蔭横浜大学大学院法学研究科修士課程修了
2007 年 9 月 15 日 受理

目次

- 1 はじめに
- 2 死刑存置国と死刑廃止国
- 3 Garland のアメリカの例外主義
- 4 日本において
- 5 おわりに

1 はじめに

刑罰制度や死刑制度に関して、異なる国家同士を比較することは参考意見としては可能であるが、確信を持った見解とは程遠いものと言わざるを得ないだろう。そもそも同一条件を持った国家が世界で複数存在するとは言えないはずである。例えば、日本と近年死刑の執行を停止している韓国を比較しても、政治制度や文化背景がまったく異なるため、隣国同士や東アジア同士という基準だけで比較しても意味をなさないのである。しかし死刑問題については、条件を詳細に検討しながら比較研究をする必要性が、得られる結果は参考意見だとしてもあるはずであろう。本稿では Garland の Capital punishment and American culture を参考にしながら、アメリカ文化における死刑制度を考えることとす

る。

2 死刑存置国と死刑廃止国

今日の死刑の問題に関して、多数ある争点の中で、死刑に賛成か反対かの死刑存廃論に終始しているのが現状である。特に死刑の必要性を証明することよりも、より証明が困難である死刑を必要としないという死刑廃止の主張をするために、具体的には死刑廃止国が世界で何ヶ国あるかという数字を強調している傾向がある。国際連合(以下、国連とする)の定義によると、死刑に関して、死刑廃止国、通常犯罪に関して死刑廃止国、事実上の死刑廃止国、死刑存置国の 4 つの類型に分類している¹。死刑廃止国とはいかなる場合においても死刑を廃止した国である。通常犯罪に関して死刑廃止国とは戦争時や軍法下での死刑以外つまり通常の殺人や強盗殺人などの場合は死刑を廃止した国である。事実上の死刑廃止国とは国連の定義では、過去 10 年間に関して、死刑判決が下されることはあるが、死刑を執行していない国である。死刑存置国とは現在でも死刑判決を下し、死刑を執行している国である。これらの定義から、死刑廃止

Takahiro Ohki: Department of Law, Faculty of Law, Toin University of Yokohama, 1614 Kurogane, Aoba-ku, Yokohama 225-8502

国と死刑存置国については議論になることはないが、通常犯罪に関して死刑廃止国と事実上の死刑廃止国については、はたして死刑廃止国と分類して良いのか疑問が残る部分である。通常犯罪に関して死刑廃止国は部分的死刑廃止国であると同時に、部分的死刑存置国である²。むしろ、過去10年間に於いて死刑を廃止している事実上の死刑廃止国のほうが、死刑廃止国に近いようである。

死刑問題の世論調査に限ってというわけではないが、多くの世論調査で設定される回答項目を参考にすると、死刑存置国と死刑廃止国に加えて、通常犯罪に関して死刑廃止国と事実上の死刑廃止国は死刑存置国とみなすか死刑廃止国とみなすかのどちらともいえない状態である。そこでこの2つに関しては死刑存置国または死刑廃止国に含めるのではなく、どちらともいえないとしておくのが無難であろう。国際的な世論は死刑廃止に向いているという主張があるが、たしかにヨーロッパ・中央アジア地域では死刑廃止国が43ヶ国に対して、死刑存置国は5ヶ国である。しかもヨーロッパ・中央アジア地域の死刑存置国5ヶ国は中央アジアの4ヶ国で、実質的にヨーロッパ地域の死刑存置国はベラルーシだけである。そう言った意味で、ヨーロッパでは死刑廃止がスタンダードであるという主張は事実である。アメリカ地域とアジア・オセアニア地域について見てみると、まずアメリカ地域では死刑廃止国13ヶ国と死刑存置国14ヶ国である。アメリカ合衆国（以下、アメリカとする）と合わせて、中央アメリカ地域に死刑を存置している国が多数存在する。また南米は世界で最初に死刑を廃止した国であるベネズエラがあるが、全体的な傾向としては通常犯罪に関して死刑廃止国と事実上の死刑廃止国が多数である。次にアジア・オセアニア地域では死刑廃止国15ヶ国と死刑存置国17ヶ国である。具体的に見てみると、死刑廃止国の大半はオセアニア地域で、死刑存置国の大半がアジア地域である。死刑廃止国と死刑存置国がほぼ同数である。最後にア

フリカ・中東地域では15ヶ国の死刑廃止国よりも、38ヶ国の死刑存置国のほうが圧倒的に大多数である。³

3 Garland のアメリカの例外主義

アメリカが国連を中心とした世界の安全保障を先導していることは事実であろう。そして世界経済を引っ張る先進工業国の中心であることも事実であろう。これらの事情からアメリカが世界の中でも特殊な国として存在している。世界中から移民を受け入れているアメリカは自国内に世界があるような状態である。国家単位で見ると、アメリカは死刑存置国に位置付けられている。ヨーロッパが死刑廃止国の代表的な国家または国家群であるのに対して、アメリカは死刑存置国の代表である。しかしながら、実際には、連邦、コロンビア特別区と各州で異なった刑罰制度を採用しているために、アメリカを国家単位でひとまとまりと考える必要があるかは慎重に検討する必要があるだろう。これらを差し引いても、単一国家内に異なった刑罰制度を持つことで、他国間では困難な比較検討が可能になるだろう。

アメリカの刑罰の中でも取り分け死刑制度を考察するにあたって、世界で唯一の超大国という位置付けから、その他の国とは国家が負う社会的な役割が同質ではないという意味で、世界におけるアメリカの例外主義の考えが必要になるはずであろう。Garlandの論文により世界の死刑制度の状況を参考にしてみると現在の世界の死刑制度の状況は、1977年にヨーロッパのフランスが最後の死刑執行を行った。それ以来、先進工業国を含む西側諸国⁴で死刑執行は行われていない。実際の死刑執行は、1977年から死刑を規定している法律に関して死刑の廃止が規定されて法律が整備されて、1981年から西側諸国の中で死刑が廃止された状況である。しかし1960年代までに、多くの西側諸国は死刑を廃止していた。ここでいう死刑廃止は全面

的な死刑廃止ではなく、通常犯罪に関しての死刑廃止である。通常犯罪に関しては、死刑を廃止することができた西ヨーロッパでも、戦争時や国家に対する犯罪に関しては1990年代までは死刑を維持していた。恐らくは、第二次世界大戦と朝鮮戦争の後に後に始まったアメリカを中心とする自由主義陣営の西側諸国とソビエト社会主義共和国連邦（以下、ソ連とする）を中心とする社会主義陣営の東側諸国が対立する東西冷戦構造が終結する時期を待って、西洋の国々⁵で全面的な死刑廃止が行われてきたものであろう。多くの西洋の国々が1990年代に全面的な死刑廃止を実施すると、アメリカだけが死刑を存置することになり、アメリカの特殊性が目されることになった。西洋の国々が中心であるが、多くの国家が死刑を完全に廃止した時代において、国連もまた死刑を非合法とした。それを受けて、国連によって死刑廃止条約が採択されるに至った状況である。そのような世界の、具体的にはヨーロッパの現状に反して、アメリカは1980年代初頭には1件か2件であった死刑が1994年には98件に上昇し、ヨーロッパの流れとは正反対の方向に移行して行った。世界規模で見ると、民主主義国家の中で、代表的な死刑存置国は他には日本とインドであるが、政治制度や文化背景が異なるために、参考として比較するにも困難である。西ヨーロッパ諸国がEUとして加盟条件に死刑廃止を規定しているような状況の中で、これらの西側諸国がひとまとまりであるならば、アメリカはほかに比較するものはないであろうと説明される。その結果、西側諸国の中心的存在であるアメリカが他国との違いを鮮明にした瞬間である⁶。

またGarlandが紹介する先行研究について、Tony PovedaとCarol Steikerの最近の論文やDownesとBraithwaiteとFeeLeyの議論のような異なる論説とともに、アメリカ文化を例外として特徴づける。そしてこの文化が死刑に増加を与えるために、Franklin E ZimringとJames Q Whitmanは多かれ少な

かれ同じ論題を発展させた。アメリカの例外主義について、例外主義の社会学上の用語は、死刑についてアメリカの最近の使用が刑罰政策の一時的な段階でない、そして一種の社会文化的な基盤においてアメリカ国家の基礎となるそしてその歴史的な選択を形作る一連の定義する慣習と価値において締めくくられると提案する⁷。

ここでアメリカの例外主義の考えについて、Garlandの考察は、アメリカについて例外主義という概念が使われた歴史はかなり古いものである。1830年代において、アメリカの例外主義の考えはTocquevilleによって最初に提案された。そしてアメリカにおいて、SombartとHartzとLipsetのような社会学者によって、近代的な意味を与えられたとある。今日では理論は例外的である、そして別の西洋諸国の理論とは性質的に異なると思われる国家を組織している原則、特に国家の政治的な宗教的な慣習への言及によって同時代のアメリカの明確に区別できる特徴を明らかにするのに使用される。またLipsetとMarksはアメリカの例外的な特性は自由平等主義、個人主義、人民主義そして自由放任主義に対する例外的な特性の強調を持つまったく異なった不変の価値体系であるアメリカの信条に増加を与えていたと思われる。さらにLipsetは、アメリカ人たちがより個人主義の、関心を向けている能力主義の、そして反国家統制主義者のままであると要求する。そして別の西側国家の国民よりもより宗教的である。SteikerやPovedaやZimringやWhitmanなどの法的な学問が暗示する考えは、一方ではアメリカ文化と慣習、他方では死刑との間の不可欠の関係がある。アメリカの例外主義を実施することは、ありふれた世界の刑罰政策から死刑を連想しない、そして死刑をアメリカの特性を構成する不変の社会的な特色に関連づける理論的な訴えを持っている。Garland博士の視点において、ZimringとWhitmanが発展させる文化主義者の解釈のアメリカ

の例外主義の理論は、この文献が提案するよりもより現実的で、最近で、不確かである刑罰政策において相違を理解する決定論者の方法である。すべての理論の修辭学的な訴えに関して、死刑がアメリカの文化的な例外主義の成果であるという議論は誤解される。これの著者たちはそれを生み出していた明確な歴史と政治的な関心事から死刑制度を取り去る。理論として、そのような研究方法は注意を歴史的な悪い期間と過程に向ける。Garlandが見せようと試みるつもりであるように、同時代に存在するアメリカの死刑とアメリカの特殊性は最後の数10年間の成果であるが、最後の数100年間の成果ではない。死刑の条件が存在することの重要性として、理論は多くの重圧を永遠の文化的な価値と与え、小さい注意を文化的な意味が時間以上に変化するそして故意ではない方法において政治的な構成とそして法的な決定と相互に作用する方法に与える。もしアメリカの例外主義の論文において、刑罰の社会学に関する価値があるならば、価値はアメリカ文化についてアメリカの重要性にはない。しかしアメリカ特有の政治上の法律上の慣習、つまり死刑の最近の歴史を構成する課題、抵抗そして改善の過程を組み立てた慣習の死刑の同一化にない。アメリカの例外主義の考えは国家の歴史的な基盤と形成の戦い、政治上の構造と慣習、社会的な人口統計学と地理学的な事実、文化的な価値と伝統などの異なった構成要素を一緒に束にする。アメリカの例外主義は歴史上重要である、永続的であるそして広範囲に及んでいる政治形態のある特徴を、つまり強力な自由主義が存在することを、労働党と労働者階級の動きの欠乏と一致の福祉国家を想像することをしないことを明らかにすることで発展させた理論である。その他の西側諸国が死刑を廃止していた20年間または30年間に再び慣例的な密接に普遍的な刑事罰の維持はその規模と大きさの社会的な現象でない。死刑を継続させて存在することは確かにアメリカ人自由主義者に対する侮辱であり、

国際的な人権スキャンダルであり、そして犯罪者を殺すことに対する入念な異議を持っている人々に対する道徳的な暴力である。刑罰の社会学的な説明は、見当違いの深みと文化的な決定論の対をなす誤った推論を避ける必要がある。現在ではGarlandをFranklin E Zimringの*The contradictions of American capital punishment*とJames Q Whitmanの*Harsh justice :Criminal punishment and the widening divide between America and Europe*に向けさせる。アメリカにおいて死刑の永続性を説明するために、Zimringは何がアメリカの歴史と文化の構成要素が国家の死刑執行への類似性を引き起こすかとたずねる。彼が発展させる回答は、発展途上国つまり以前にリンチによって殺すこととなってそれ自身に明らかにしたそして国家に死刑を現在では生み出す文化的な流れに集められることによって、19世紀の真相に達する。そしてZimringの分析は例外主義者の伝統において公平に存在する。Zimringの説明的な戦略は概して定義されたアメリカをヨーロッパと対比させることである、アメリカが20世紀の死刑廃止の歴史的な標準から反らすとわかることであり、そしてそのとき長年続いている明確に区別できる文化的な伝統への言及によってこの例外を説明することである。警戒主義の文化というZimringの概念は実際にはかなり最初である。しかしこの概念はアメリカの例外主義の論文の主要産物であるアメリカの人民主義、地方の共和党主義、そして反国家統制主義に基づいて引き出す。重要な実例である死刑を持つアメリカの刑罰の比較によるWhitmanの厳しい司法はさらに進んで18世紀に達することによってアメリカとヨーロッパの間の成長する一致を明らかにする。しかしWhitmanの分析は同様に文化人のものである。Whitmanはフランスとドイツにおいて非貴族的な革命がヨーロッパにおいて、それ以来ずっとそこに国民の品位に、つまり文化的な特色に対する鋭い地位に気づいていることと顕著な関心を制したと主

張する。そしてヨーロッパの犯罪者たちが彼らの品位を尊敬する刑罰を受けやすいと現在では確信する。アメリカのプロテスタント平等主義は、国家権力に対するその共和主義の抵抗は、そしてとりわけ貴族階級と階級と特権の引き伸ばされた階級制度の欠乏は、アメリカの法と社会が地位の差異との長期の取り決めをまたはそれらに対する革命的な反発を持っていなかったということを意味すると説明される⁸。

そのようなアメリカに関して、多くの移民を受け入れてきた歴史から、国民個人々が自分自身を自分自身で守る習慣が形成されているようである。vigilante というと、ピストルや銃火器などの武器を持ち歩くことを想像しがちである。しかし犯罪を犯した加害者に対して、裁判によって罰するのではなく、被害者が自ら罰を与える私刑というリンチも vigilante の一種であろう⁹。

4 日本において

アメリカと西ヨーロッパ諸国を合わせて西側諸国と考えた場合には、EU加盟国は加盟条件に死刑廃止を規定しているために、アメリカがヨーロッパ諸国と同じ政策と考えないのが妥当であろう。ヨーロッパ諸国がすべてEUに加盟しているわけではなく、また加盟を許可されているわけでもないが、ヨーロッパ全域で見てみても、死刑存置国であるベラルーシと事実上の死刑廃止国であるロシアにしか死刑が犯罪者に対して科される可能性がないため、ヨーロッパ諸国を死刑廃止国としている Garland の見解は、ヨーロッパを死刑廃止国の集まりとしている見解とも考えられるであろう。刑罰論的な立場からも、アメリカの特殊性は顕著である。ここまで紹介した Garland の論文は、西側諸国を中心にしてその中でアメリカの特殊性を強調していた。しかしながら、西側諸国に限定せず、世界中に目を向けると、アジア地域やアフリカ地域には多くの死刑存置国が存在している状

況がある。その中で、日本も死刑存置国の1つである。しかし、日本においては、アメリカの状況とは明らかに異なるようである。勧善懲悪的な内容の時代劇映画や時代劇ドラマが人気を集め、また高視聴率を記録することは、多くの人に受け入れられて文化として根付いている証拠である。当然、視聴者は正義の味方である物語の主人公に、言い換えると正義の側に自分自身を重ね合わせて見ている。その流れで、ニュース番組やワイドショーを見るので、被疑者に対して厳しい意見が集中する状況である。またそういった視聴者を満足させるように報道するために、過激な断罪的な報道が多いような印象である。それに対して国民からも批判は見受けられない。このように、報道姿勢が厳罰を要求することが多いために、必然的に被疑者に対して厳しい世論が巻き起こるのもまた必然的であるといわざるを得ない。次に、何かの不祥事が発生した場合に、責任者が改善や改革を目指すのではなく、責任を取って辞任することが多いような感じも見受けられる。改革するにはふさわしくないとして更迭されるならば、改革にふさわしいと思われる人物に繋がればよいが、辞任だけでは何も変化は期待できないであろう。企業内において、不祥事を起こした人が辞任するということと犯罪者が社会において死んでお詫びをするということは、広い意味で同質のものと考えられるだろう。日本において、社会でこのような考えが一般的であることが、死刑が世論調査の結果で多数の支持を受ける基盤になっているようである。世論調査に関して調査方法に批判もあるが、日本国民が意識しない考え方の中にも死刑を容認する環境があると考えると、世論調査の結果も必然であろう¹⁰。

5 おわりに

2007年度は2007年9月1日現在で、4月に3人と8月に3人の計6人の死刑が執行された¹¹。今回も前回同様、法務省から発表

されたのは執行の事実と執行人数だけであった。死刑の抑止効果を十分生かすためには、現在の運用方法に関しては検討が必要であろう。死刑が抱える問題も多岐にわたるが、死刑そのものの問題が世界で頻繁に議論されているようである。死刑存置論者が死刑存置を主張し、死刑廃止論者が死刑廃止を主張する状況において、世界で死刑存置国数と死刑廃止国数の数の議論になる可能性があるであろう。各々の主張を強調するために、数を主張するだけでなく本質的な主張を強調する必要がある。現在までも死刑問題に関しては議論が出尽くした感も否めないが、改めてそれぞれの主張を検討する必要がある。さらには死刑問題に関して、制度の問題と死刑が内在している問題を分けて考察していくことが必要ではないだろうか。

註

- 1 United Nations Economic and Social council, Capital punishment and implementation of the safeguards guaranteeing protection of the rights of those facing the death penalty: Report of the Secretary-General, E/2005/3.
- 2 前田朗「死刑と国際人権法 国際法における死刑存置論をめぐって」現代思想 32 卷 3号 (2004 年) 180～194 頁。
- 3 「死刑存廃国リスト」年報・死刑廃止編集委員会編『光市裁判 年報・死刑廃止 2006』(インパクト出版会、2006 年) 236～237 頁参照、United Nations Economic and Social council, Capital punishment and implementation of the safeguards guaranteeing protection of the rights of those facing the death penalty: Report of the Secretary-General, E/2005/3.
- 4 ここでいう西側諸国とは、東西冷戦構造の中において、アメリカと西ヨーロッパを中心とする自由主義陣営の国のことである。
- 5 ここでいう西洋の国々とは、西側諸国と東側諸国を合わせたものである。
- 6 Garland, D., "Capital punishment and American culture," Punishment and society, Vol.7 No.4, 2005, pp.347-376.
- 7 Garland, *ibid.*, pp.347-376.
- 8 Garland, *ibid.*, pp.347-376.
- 9 Garland, *ibid.*, pp.347-376.
- 10 浅野健一「テレビ犯罪報道と死刑」年報・死刑廃止編集委員会編『光市裁判 年報・死刑廃止 2006』(インパクト出版会、2006 年) 116～147 頁参照
- 11 読売新聞夕刊 2007 年 8 月 23 日 1 頁 3 版。